

## 徳島県公金管理委員会運営要領

### （目的）

第1条 この要領は、徳島県公金管理委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、徳島県公金管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （情報の収集）

第2条 要綱第2条第3号に規定する金融機関の経営情報等の把握については、外部組織等の活用をすることができる。

### （委員会の開催）

第3条 委員長は、要綱第4条第1項に規定する委員会の招集を必要に応じて行うものとする。

### （部会の設置等）

第4条 会長は、要綱第5条第5項に規定する部会として、次の部会を設置することができる。

- 一 基金部会
- 二 資金管理部会
- 三 制度融資部会

2 部会は、前項各号の区分に応じ関係課の課長補佐又は係長で構成する。

### （幹事会の開催）

第5条 会長は、要綱第6条に規定する幹事会の招集を必要に応じて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、緊急のため幹事会を招集するいとまがないときは、次の幹事を招集して緊急幹事会を開催することができる。

- 一 財政課長
- 二 企業支援課長
- 三 企業局経営企画課長
- 四 その他会長が必要と認める幹事

### （会議の非公開）

第6条 委員会、幹事会及び部会に係る会議及び会議資料は非公開とする。ただし、委員長が特に認める場合は、この限りでない。

### （緊急対応マニュアル等の整備）

第7条 委員長は、公金管理に関する緊急対応マニュアル等を整備するものとする。

### （雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成14年3月19日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。